

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 保安規程の変更の認可
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第27条第1項
 : ・ 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第3条第2項
手続対象者 : 石油パイプライン事業者
提出時期 : -
提出方法 : 郵送または持参
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 1) 変更を必要とする理由を記載した書類
 : 2) 変更しようとする部分を明らかにした現行の保安規程
申請書様式 : 保安規程変更認可申請書(詳細は提出先に問い合わせのこと)
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省道路局路政課、
 : 総務省消防庁危険物保安室
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : 保安規程が事業用施設についての保安を確保するため適当でない認めるときは、認可しない。
 : 以上の規定を基としつつ、当該申請に係る保安規程において「石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令」第2条に掲げる事項の記載が欠けていないかどうか、記載内容が不適切でないかどうか等を勘案しつつ、当該保安規程が事業用施設についての保安を確保するため適当でないか否かを総合的に判断するものとする。
標準処理期間 : 1か月
不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと